

## 高野町職員の処分について

このたび、職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、下記の事案につきまして関係職員の処分を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要

(1)公金、公物の不正領得関係

横領（普通横領）

(2)私行関係

特に著しい信用失墜行為

(3)監督責任関係

監督上の職務怠慢

#### 2 処分日

令和5年6月30日（金）

#### 3 被処分者及び処分内容等

上記1 (1)、(2)の事案関係

被処分者 教育部局 一般職 課長補佐級 男性 50歳代 懲戒免職

上記1 (3)の事案関係

被処分者 教育部局 一般職 課長級 男性 50歳代 戒告